

# 月報私学

2020  
**3**  
VOL.267



2018年3月に完成した大体育館（写真上段・下段右）は、「学術とスポーツの真剣味の殿堂たれ」を建学の精神とする中京大学スポーツの練習拠点の一つになっています。2019年10月には2階にスポーツミュージアム（写真下段左・下段中央）を新たに開館し、中京大学スポーツの歴史を知ってもらうとともに、選手、関係者たちから寄贈・寄託された品や資料を通じて「教育・研究の場」を提供しています。

写真提供：学校法人 梅村学園 中京大学（愛知県名古屋市中・豊田市）

## CONTENTS

- 令和2年度 文部科学省私学関係予算(案)の概要等 ..... 2
- 事業団資金で明日を拓く ..... 6
- 令和2年度の掛金等の率 ..... 8
- 報酬月額の見直しと標準報酬月額 ..... 9
- 採用時の手続き ..... 10
- 人間ドック利用費用の補助／お近くのガーデンパレス共済業務課を利用してください ..... 12
- 私学共済ホームページを活用してください ..... 13
- INFORMATION ..... 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内 ..... 16

# 令和2年度 文部科学省 私学関係予算(案)の概要等

令和2年度政府予算案は、元年12月20日に閣議決定されました。

このうち、私学助成関係予算(案)、幼児教育関係予算(案)(私立幼稚園に関する主な予算)、専修学校関係予算(案)についての概要を説明します。

## 私学助成関係予算(案)

令和2年度私学助成関係予算(案)については、下図のとおりです。

私立大学等経常費補助は、私立の大学、短期大学、高等専門学校等の教育または研究にかかる経常的経費について補助するものです。

2年度予算案において、一般補助については、私立大学等の運営に不可欠な教育研究にかかる経常的経費について支援するとともに、アウトカム指標を含む教育の質にかかる客観的指標の本格導入等を通じたメリハリある資金配分により、教育の質の向上を促進することとして、2743億円を計上しています。

特別補助では、人口減少・少子高齢化の進行や社会経済のグローバル化を背景に、「Society5.0」の実現や地方創生の推進等、我が国が取り組む課題を踏まえ、自らの特色を生

かして改革に取り組む私立大学等を重点的に支援するため、234億円を計上しています。

主な事項として、「私立大学等改革総合支援事業」については、「Society5.0」の実現に向けた特色ある教育研究の推進や、地域社会への貢献、イノベーションを推進する研究の社会実装の推進など、特色・強みや役割の明確化・伸長に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援することとして、114億円を計上しています。

また、大学院等の機能高度化への支援については、「Society5.0」の実現、イノベーション・エコシステムの構築に向けて、大学院生、優秀な若手研究者、子育て世代の研究者の支援等を強化するとともに、高専・短大への支援を実施することにより、大学院等の機能高度化を図ることとして、126億円計上しています。

なお、大学院生及び被災により経済的に修学困難となった学生に対する授業料減免等を行う大学への支援については特別補助で行います。

これらを含めた私立大学等経常費補助の総額は、一般会計において2977

## 私学助成関係予算

～私立学校の特色強化・改革に向けた推進～

令和2年度予算額(案) 4,106億円  
(前年度予算額 4,290億円)

※高等教育修学支援新制度の対象者の授業料減免分として、別途1,942億円を措置。



文部科学省

### 私立大学等経常費補助 2,977億円 (▲182億円)

#### (1) 一般補助 2,743億円(+31億円)

大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援する。アウトカム指標を含む教育の質に係る客観的指標の本格導入等を通じたメリハリある資金配分により、教育の質の向上を促進

#### (2) 特別補助 234億円(▲213億円)

人口減少・少子高齢化の進行や社会経済のグローバル化を背景に、「Society5.0」の実現や地方創生の推進等、我が国が取り組む課題を踏まえ、自らの特色を活かして改革に取り組む大学等を重点的に支援

#### ○私立大学等改革総合支援事業 114億円(▲3億円) (一般補助及び特別補助の内数)

「Society5.0」の実現に向けた特色ある教育研究の推進や、地域社会への貢献、イノベーションを推進する研究の社会実装の推進など、特色・強みや役割の明確化・伸長に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援

#### ○大学院等の機能高度化への支援 126億円(▲4億円) (特別補助の内数)

「Society5.0」の実現、イノベーション・エコシステムの構築に向けて、大学院生、優秀な若手研究者、子育て世代の研究者の支援等を強化するとともに、高専・短大への支援を実施することにより、大学院等の機能高度化を図る

### 私立高等学校等経常費助成費等補助 1,029億円※ (+7億円)

※子ども・子育て支援新制度移行分を含む

#### (1) 一般補助 866億円(+5億円)

都道府県による私立高等学校等の基盤的経費への助成を支援  
○幼児児童生徒1人当たり単価の増額

#### (2) 特別補助 133億円(前年同額)

各私立高等学校等の特色ある取組を支援するため、都道府県による助成を支援

- 多彩な人材の活用等による教育の推進や児童生徒等のための安全確保の推進に取り組む学校への支援<新規>の充実
- 特別な支援が必要な幼児の受け入れや預かり保育を実施する幼稚園に対する支援の充実 等

#### (3) 特定教育方法支援事業 30億円(+2億円)

特別支援学校等の教育の推進に必要な経費を支援

### 私立学校施設・設備の整備の推進 100億円(▲9億円) [169億円]

(そのほか、防災・減災、国土強靭化関係予算(臨時・特別の措置) 43億円)

#### (1) 耐震化等の促進 47億円(▲3億円) [44億円]

(そのほか、防災・減災、国土強靭化関係予算(臨時・特別の措置) 43億円)

学校施設の耐震化完了に向けた校舎等の耐震改築(建替え)事業及び耐震補強事業、そのほか防災機能強化を更に促進するための非構造部材の落下防止対策等の設備を重点的に支援

#### (2) 教育・研究装置等の整備 53億円(▲6億円) [125億円※]

##### ○私立大学等の装置・設備費 32億円(+10億円) [5億円]

私立大学等の多様で特色ある教育・研究の一層の推進を図るため、私立大学等の装置・設備の整備を支援

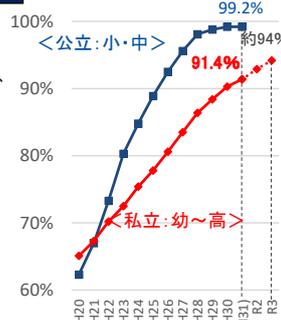
##### ○私立高等学校等ICT教育設備整備費 10億円(▲14億円) [119億円※]

次期学習指導要領の全面実施を中学校2021年度、高等学校2022年度に控え、アクティブ・ラーニング等を推進するため、私立高等学校等におけるICT環境の整備を支援

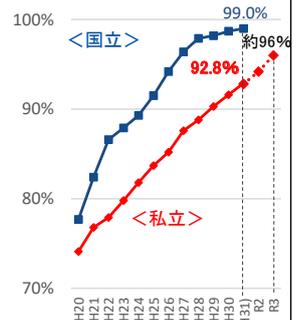
※「GIGAスクール構想の実現」関係予算を含む

[ ]は令和元年度補正予算額

<幼稚園・高校等の耐震化率>



<大学等の耐震化率>



出典：私立学校耐震改修状況調査(2019年以降は各法人の耐震化計画及び整備実績を踏まえた推計値)

注：他に、日本私立学校振興・共済事業団による融資事業(貸付見込額) 625億円(うち財政融資資金 291億円)

※単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

億円を計上しています。なお、高等教育修学支援新制度の対象者の授業料等減免分として、別途1942億円の措置があります。

この他、復興特別会計においては、東日本大震災により被災した福島県内の大学等の安定的な教育研究環境の整備や被災学生の授業料減免等を支援することとして、5億円を計上しています。私立高等学校等経常費助成費補助は、私立の高等学校、中学校、小学校及び幼稚園等に経常費助成を行う都道府県に対して、国がその一部を補助するものです。

2年度予算案においては、一般補助の幼児児童生徒数の増減を反映するとともに、1人当たり単価を前年度予算と比較して1.1%増額しています。

特別補助では、多彩な人材の活用等による教育の推進や児童生徒等のための安全確保の推進に取り組む学校への支援等のため（教育の質の向上を図る学校支援経費）21億円を計上しています。また、特別な支援が必要な幼児の受け入れ（幼稚園等特別支援教育経費）や預かり保育を実施する園に対する支援を充実させています。この他、過疎高等学校特別経費、授業料減免事業等支援特別経費、特別支援学校等に対して国がその教育の推進に必要な経費の一部を補助する特定教育方法支援事業について、必要な経費を引き続き計上しています。

これらを含めた私立高等学校等経常費助成費等補助の総額は、対前年度7億円増の1029億円となっています。

私立学校施設・設備整備費補助は、建学の精神や特色を生かした質の高い教育研究活動の基盤となる施設・設備の整備を支援するものです。

2年度予算案においては、総額で100億円（その他防災・減災、国土強靱化関係予算（臨時・特別の措置）43億円）を計上し

ており、各学校の個性・特色を生かした教育研究の質の向上のための装置・設備の高機能化等の支援

の他、私立学校施設の早期の耐震化完了に向けて、耐震改築

及び耐震補強等の防災機能強化に対して重点的に支援することとしています。

なお、防災・減災、国土強靱化関係予算

では、倒壊し又は崩壊する危険性が特に高い施設や、耐震性及び劣化等に課題

がある対策の緊急性が高い私立学校施設（非構造部材）の耐震対策を集中的に支援

### 私立学校施設・設備の整備の概要

令和2年度予算額（案） 100億円  
前年度予算額 109億円

私立学校施設整備補助金等（他局計上分含む）	67億円（69億円）	[169億円]
＜そのほか、防災・減災、国土強靱化関係予算（臨時・特別の措置）＞		
私立大学等研究設備整備費等補助金	25億円（28億円）	
私立学校施設高度化推進事業費補助金	8億円（12億円）	
＜そのほか、財政融資資金＞		
	291億円（291億円）	

（ ）は前年度予算額、[ ]は令和元年度補正予算額でありGIGAスクールネットワーク構想関係予算を含む。

#### 1. 耐震化等の促進 47億円（50億円） [44億円]

〔そのほか、防災・減災、国土強靱化関係予算（臨時・特別の措置） 43億円〕

- 学校施設の耐震化完了に向けた校舎等の耐震改築（建替え）事業及び耐震補強事業、そのほか防災機能強化を更に促進するための非構造部材の落下防止対策等の整備を重点的に支援。
- 特に、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）に掲げる倒壊し又は崩壊する危険性が特に高い施設（1s値0.3未満）や、耐震性及び劣化等に課題がある対策の緊急性が高い私立学校施設の耐震対策を集中的に支援。

耐震改築（建替え）事業 13億円  
耐震補強事業 28億円  
その他耐震対策事業 6億円

耐震化完了したの建物が大規模地震で甚大な被害を受けた例

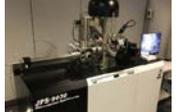


#### 2. 教育・研究装置等の整備 53億円（59億円） [125億円]

各学校の個性・特色を生かした教育研究の質の向上のための装置・設備の高機能化等を支援。

- 私立大学等の多様で特色ある教育・研究の一層の推進を図るため、私立大学等の装置・設備の整備を支援（私立大学等教育研究装置・設備 32億円）。
- 次期学習指導要領等を踏まえ、アクティブ・ラーニング等を推進するため、私立高等学校等におけるICT環境の整備を支援（私立高等学校等ICT教育設備整備費10億円）。

【光電子分光装置】  
研究：元素の同時分析や化学状態の把握が可能となり、新たな先端材料の研究開発を実現。



【生体分子間相互作用解析システム】  
研究：生体機構や疾患時の薬物作用機序を分子レベルで解明。解析結果は新薬の開発等に大きく寄与。



【コンピューター室】  
高等学校等のICT環境整備



※単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

して、10億円を計上しています。私学事業団の2年度貸付事業については、事業規模として625億円（うち私立学校の耐震化分は221億円）を計画しており、その財源の一部として財政融資資金291億円を計上しています。

私学事業団の共済業務にかかる事業費補助金及び事務費等補助金としては、事業費補助金の影響により、対前年度1億円増の1345億円を計上しています。

**令和元年度補正予算**

令和2年1月30日、元年度補正予算が成立しました。

文部科学省においては、学校施設の耐震化等の推進や、GIGAスクール構想の実現の推進、令和元年台風第19号等による被害からの復旧など、早急に実施すべき事業を計上しています。

私立学校関係については、私立学校施設の耐震化関連予算として44億円、教育・研究装置等の整備による人材力の強化のための予算として6億円、私立小学校及び中学校における一人一台端末の整備への支援や私立高等学校等における高速通信ネットワーク環境の整備等への支援のための予算として119億円、令和元年台風第19号等への対応として私立学校の施設・設備の災害復旧支援等に53億円を計上しています。

幼児教育関係予算(案)

幼児教育は人格形成の基礎を培うものであり、幼稚園はその後の義務教育の基礎を培う場として大変重要です。令和2年度幼児教育関係予算(案)では、幼児教育の質の向上と環境整備を促進することにより幼児教育の振興を図ります。

○幼児教育の質の向上

幼児教育の無償化と併せて、幼児教育の質の向上も極めて重要です。平成30年4月から実施された幼稚園教育要領等を踏まえつつ、幼児教育の実践のさらなる質の確保・向上を図る必要があります。

そのため、幼児教育実践の質向上総合プランとして、地方公共団体における幼児教育推進体制の充実・活用強化、幼稚園等における人材確保の取組支援、幼稚園教諭の専門性向上に向けた免許上進の推進、教育活動や園運営の評価の実施、「Society5.0」時代の先端技術を活用した指導方法の開発を行うとともに、障害のある幼児や外国人の幼児など特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実等の事業を実施します。

また、新幼稚園教育要領の理解の下、適切な教育課程が編成・実施されるよう、研究協議会の開催や指導資料の作成を行うとともに、OECDにおいて計画されている調査に参加し、質の高い幼児教育の提供に向けた施策展開に

向けて重要な基礎情報を収集します。これらの取り組みとして、2年度予算(案)において、3・9億円を計上しています。

○幼児教育の環境整備の充実

幼児教育の環境整備の充実として、私立幼稚園の耐震化や認定こども園等への移行に必要な予算を計上しています。私立幼稚園の耐震化は、公立と比べて遅れている状況であることを踏まえ、積極的な取り組みをお願いします。

また、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有促進支援、質の向上に関する研修等の実施、認定こども園等に移行する幼稚園の準備、園務改善のためのICT化支援についても引き続き実施します。

これらの取り組みとして2年度予算(案)において40億円、元年度補正予算において160億円を計上しています。

この他、幼児教育・保育の無償化の実施に必要な予算として、内閣府において、2年度予算(案)に3410億円を計上しています。

専修学校関係予算(案)

令和2年度の専修学校関係予算(案)では、①専修学校教育の振興に資する取り組み、②専修学校の教育体制及び施設整備等に関する取り組み、③専修学校への修学支援に資する取り組みの三つを柱として、多様な振興策に要す

令和2年度予算額(案)	44億円 + 臨時・特別の措置10億円
令和元年度補正予算額 (前年度予算額)	160億円(対前年度補正予算36億円増) 42億円 + 臨時・特別の措置19億円



幼児教育の振興

3.9億円(3.4億円)

1. 幼児教育の質の向上

3.5億円(3.1億円)

○幼児教育実践の質向上総合プラン

幼児教育の無償化とあわせて、幼児教育の質の向上も極めて重要。平成30年4月から実施された幼稚園教育要領等を踏まえつつ、幼児教育の実践の更なる質の確保・向上を図る必要がある。そのため、地方公共団体における幼児教育推進体制の充実・活用強化、幼稚園等における人材確保の取組支援、幼稚園教諭の専門性向上に向けた免許上進の推進、教育活動や園運営の評価の実施、Society5.0時代の先端技術を活用した指導方法の開発を行うとともに、障害のある幼児や外国人の幼児など特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実等の事業を実施する。

○幼稚園教育課程の理解の推進・ECEC Network事業の参加

0.4億円(0.3億円)

新幼稚園教育要領の理解の下、適切な教育課程が編成・実施されるよう、研究協議会の開催や指導資料の作成を行う。また、OECDにおいて計画されている調査に参加し、幼児教育の質の向上を図るための政策立案に資するデータや各国の事例を収集する。

2. 幼児教育の環境整備の充実

40億円 + 臨時・特別の措置10億円  
※補正予算 160億円(対前年度補正 36億円増)  
(39億円 + 臨時・特別の措置19億円)

○私立幼稚園施設整備費 5億円(5億円)  
※令和元年度補正予算額 10億円  
※臨時・特別の措置(防災・減災、国土強靭化関係) 5億円(8億円)

緊急の課題となっている耐震化のための耐震補強・改築、非構造部材の耐震対策等の安全対策等の防災機能強化工事に要する経費とともに、防犯対策、アスベスト対策やエコ改修等に要する経費の一部を補助し、幼稚園の環境整備を図る。



○認定こども園等への財政支援 35億円(34億円)  
※令和元年度補正予算額 150億円  
※臨時・特別の措置(防災・減災、国土強靭化関係) 5億円(11億円)

認定こども園の設置促進のため、認定こども園の施設整備・園舎の耐震化・防犯対策に要する経費の一部を補助するとともに、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有促進、研修等の実施、園務改善のためのICT化等を支援し、子供を安心して育てることが出来る体制の整備を促進する。

- ◆認定こども園施設整備交付金 25億円
- ◆教育支援体制整備事業費交付金 10億円

る経費を計上しています。  
①専修学校教育の振興に資する取り組みについては、新たに「専修学校における先端技術利活用実証研究」を計

上し、専修学校の実習授業等における先端技術の活用方策について実証・研究することとし、専修学校教育における職業人材の養成機能を強化・充実し

ていくとともに、先端技術の技術革新や社会実装の促進を図っていきます。

「専修学校リカレント教育総合推進プロジェクト」においては、「人生100年時代」にふさわしい多様なリカレント教育の充実に向けて、新たに就職氷河期世代の非正規雇用者等のキャリアアップを目的とした、産官学連携による学び直し合同講座の開発・実証を実施するとともに、分野を越えたりカレント教育プログラムの開発や、eラーニングを積極的に活用した学び直し講座の開発手法の検証、持続可能なリカレント教育の実施運営体制の検証等、教育内容、教育手法、学校運営といった多面的な視点で専修学校のリカレント教育機能の強化に引き続き取り組みます。

「専修学校による地域産業中核的人材養成事業」においては、各分野や各地域に応じた中長期的な人材育成に向けた協議体制の構築等を進めるとともに、来たるべき「Society5.0」等の時代に求められる能力、各地域の課題解決等に資する能力を身に付けた人材の養成に向けたモデルカリキュラム等の開発や、高等専修学校の学びのセーフティネット機能の充実強化に引き続き取り組みます。

の連携によるモデル体制の構築を進めるとともに、専修学校の外国人留学生の実態把握のため、留学動向やその後の就職状況について、全国的な調査を引き続き実施するとともに、新たに創設された特定技能1号、2号の取得者に対する企業からの支援の在り方について調査・分析を実施します。

「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」においては、職業実践専門課程による取り組みのさらなる質向上に向けた先進モデルの開発や、教職員の資質能力向上の推進に向けた自立的・持続的な研修実施の体制づくり及び研修プログラムの開発、教学マネジメント強化のための実証研究及び普及の推進等、専修学校全体の質保証・向上に向けた多様な取り組みの推進を引き続き図っていきます。

「専修学校と地域の連携深化による職業教育魅力発信力強化事業」においては、効果的な情報集約・情報発信の在り方について検討・検証を行うとともに、関係機関と連携し、専修学校の職業教育機会を生かした体感型の学習機会（職業体験講座の提供、出前授業）等を提供

した際の効果、連携に当たっての留意点の整理を引き続き実施することとしています。

「専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業」においては、意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により修学を断念することがないように、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を引き続き実施することとしています。

② 専修学校の教育体制及び施設整備等に関する取り組みについては、学校施設や非構造部材の耐震化工事、教育

令和2年度 専修学校関係予算 (案) ( )は前年度予算額

<b>専修学校教育の振興に資する取組</b>	<b>21.8億円 (21.7億円)</b>
● <b>人材養成機能の向上</b>	
☆ <b>専修学校における先端技術活用実証研究</b>	3.5億円 (新規)
専修学校における職業人材の養成機能を強化・充実するため、産学が連携し、実践的な職業教育を支える実習授業等においてVR・AR等の先端技術の活用方策について実証・研究する。	
☆ <b>専修学校リカレント教育総合推進プロジェクト</b>	4.3億円 (3.1億円)
「人生100年時代」にふさわしい多様なリカレント教育機会の充実を図るため、教育内容、教育手法、学校運営といった多面的な視点で、就職氷河期世代を含めた社会人向けリカレント教育を専修学校教育において総合的に推進する。	
☆ <b>専修学校による地域産業中核的人材養成事業</b>	9.6億円 (12.7億円)
分野に応じた中長期的な人材育成に向けた協議体制の構築等を進めるとともに、これからの時代に対応した教育プログラム等の開発を行う。 ・Society5.0等対応カリキュラムの開発 ・地域課題解決実践カリキュラムの開発・実証 ・学びのセーフティネット機能の充実強化 (高等専修学校の機能高度化) ・産学連携体制の整備	
☆ <b>専修学校グローバル化対応推進支援事業</b>	2億円 (2億円)
専修学校に係る入口から出口までの総合的・戦略的な留学生施策の推進について、各地域における関係機関・団体との連携によるモデル体制を構築。	
● <b>質保証・向上</b>	
☆ <b>職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進</b>	1.6億円 (1.6億円)
専修学校における研修プログラム開発や研修体制づくり等による教育体制の充実を図るとともに、先進モデルの開発等による職業実践専門課程の充実に向けた取組や教学マネジメントの強化の推進等を通じて、職業教育の充実及び専修学校の質保証・向上を図る。	
☆ <b>専修学校と地域の連携深化による職業教育魅力発信力強化事業</b>	0.5億円 (0.5億円)
専門学校や高等専修学校が担う職業教育等の魅力発信力を強化するため、効果的な情報発信の在り方について検討・検証を行うとともに、専修学校の職業教育機会を生かした体感型の学習機会を提供した際の効果、連携に当たっての留意点を整理する。	
☆ <b>専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業</b>	0.3億円 (1.7億円)
意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により、就学を断念することがないように、経済的支援及び修学支援アドバイザーによる就学支援を行い、施策効果等に関するデータを継続的に収集し、分析・検証を行い、その効果等について普及する。	
<b>専修学校の教育体制及び施設整備等に関する取組</b>	<b>5.3億円 (5.3億円)</b>
☆ <b>私立学校施設整備費補助金</b>	3.0億円 (3.0億円)
教育装置、学校施設等の耐震化工事、アスベスト対策等に係る経費を補助	
☆ <b>私立大学等研究設備整備費等補助金</b>	2.3億円 (2.3億円)
情報処理関係設備の整備	
<b>専修学校への修学支援に資する取組</b>	<b>266億円 (2.8億円)</b>
☆ <b>高等教育 (私立専門学校分) の修学支援の着実な実施 (内閣府計上)</b>	264億円 (新規)
低所得世帯の真に支援が必要な子供に対する高等教育の負担軽減の実施に必要な経費	
☆ <b>高等教育負担軽減実施体制整備費補助金</b>	2.8億円 (2.8億円)
高等教育の負担軽減の実施に向けて、私立専門学校に関する事務処理等を関係機関において適切に行えるようにするための体制整備に係る経費	
<b>その他関係予算</b>	
○ <b>高等学校等就学支援金交付金 (私立高等学校授業料の実質無償化) (内数)</b>	4,248億円 (3,709億円)
○ <b>高校生等奨学給付金 (内数)</b>	136億円 (139億円)
○ <b>日本学生支援機構の奨学金事業 (内数)</b>	947億円 (1,104億円)
○ <b>国費外国人留学生制度 (内数)</b>	186億円 (186億円)

※ 国土強靱化対応における重要インフラ整備に関する経費については、専修学校も対象になっている。  
 ※ 四捨五入の関係で、計数は合計と一致しない。

装置や情報処理関係設備の整備、エコ改修工事等の専修学校の教育基盤の整備に必要な経費の一部を補助するため、予算を計上しています。

③ 専修学校への修学支援に資する取り組みについては、真に支援が必要な低所得世帯の子どもたちに対する修学にかかる経済的負担の軽減の実施に必要な経費を新たに計上するとともに、その実施に向けて、私立専門学校に関する事務処理等を関係機関において、適切に行えるようにするための体制整備にかかる経費も計上しています。

# 事業団資金で明日を拓く

事業団融資をご利用いただいた学校紹介

学校法人 山崎学園

対象校 富士見中学高等学校

所在地 東京都 練馬区

対象事業 校舎耐震改築

対応者 校長 佐藤 真樹 氏  
事務長 長谷川勝己 氏

山崎学園富士見中学高等学校は大正13年、富士見高等女学校として発足し、昭和15年に山崎種二氏が学校法人山崎学園を設立して、経営を引き継ぎました。昭和22年には、学制改革によって富士見中学校を、昭和23年には富士見高等学校を設立しました。

富士見中学高等学校は平成3年度より、中学クラス増に伴い、中高一貫の女子校として教育課程を確立し、「純真・勤勉・着実」を建学の精神とし、教育目標である「社会に貢献できる自立した女性の育成」を目指した教育を行っています。

― 新校舎の建設について、どのように企画・立案されましたか。

旧校舎は築年数が相当経っているもので、旧校舎の一部に対して耐震診断を行いました。その結果、改善が必要な

箇所が見つかったため、平成27年度に4か年計画での全面建て替えを決めました。



富士見中学高等学校の正門前

― 建設計画を進めるに当たってプロジェクトチームのような組織体は作られたのでしょうか。

教員によるプロジェクトチームを作って進めていく時間的余裕はなかったため、チームは作りませんでした。その代わりに、事務局として理事長、副理事長、校長、教頭、事務長の管理職側と事務室とが連携し、関係する教員

の意見をその都度取り入れながら進めていきました。また、建築コンサルタントを事務局に入れて、他校の情報を含めたさまざまな情報を活用し、案を膨らませていきました。

プロジェクトチームという形にする、担当する教員たちに相当の業務負担がかかってしまうことになりました。そこで、ある程度負担になるところは事務局で請け負い、建設計画の実務を担当する教頭などは、建設期間中は受け持つ授業を一切なしにして、建設内容について相談する必要が出てきたときには教員に投げかけるということになりました。

― 校舎のコンセプト、また、工夫された点はどこにあるでしょうか。

生徒の目線や気持ちに沿った設計を意識しました。

以前の校舎は非常に狭く、校庭はある程度スペースはあったのですが、生徒たちが教室以外でゆっくりする場所がほとんどありませんでした。そこで、これからの校舎に生徒が集まることができるところをつくる必要だと考えて、生徒の居場所づくりを心がけました。富士見テラスや生徒が気軽に座れるようなスペースとして、いわゆるコモンスペースを各階に設けるなど、自由に生徒がくつろいで語り合えるような工夫をしています。

玄関に入っただけに、大きく広々と

したスペースのあるセンターホールがあります。センターホールは学校の顔の一つになっており、そのセンターホールに入っただけのところに大階段があります。

当初、この大階段を作るに当たって、事務局から、生徒が大階段に腰掛け、プロジェクターで流される授業や行事の映像を鑑賞したり、友と語り合いながらゆっくりしたりすることができるようになりたいという提案を行いました。

これに対しては、マナーとして階段に直接座ることへの懸念の声もありましたが、今となってはそれが当たり前のように生徒たちが語らう風景が生まれて、学校の象徴的なスペースになっています。

また、大階段の下、配置として大変



センターホールの大階段

良い場所に生徒会室があります。以前の校舎では、生徒会室は4階の暗い場所にありましたが、生徒会からも生徒が一番立ち寄りやすい場所にしてほしいとの話もあったことから、新校舎では現在の場所にしました。



センターホールの大階段に隣接する生徒会室（写真奥）

生徒会としては、自分たちがどのような活動をしているかをみんなに見てほしいということから、前面ガラス張りという要望もありましたが、最終的には上下をガラス張りにし、中央にホワイトボードを配置するようにして、室内が見えるようにしました。生徒が自分のこととして行った生徒会の活動を通して抱いた、学校のことをよくしたいという気持ちを、全体的なデザインとして反映したいという思いがありました。

助成業務

― 建物全体の色や教室のデザインなど工夫された点がありますか。

生徒が使用するのは3階、4階、5階ですが、それぞれの階に2つの学年が入っています。学年と階の色分けをどうするかと考えたときに、もともと本校は赤と青と緑がそれぞれ学年の色でしたので、3色をベースにして中1、高1は赤であるとか、従来の考え方がある程度残しつつ、教室の入口付近を色分けして、目で見てわかるようにしました。

また、木の窓枠を使用して柔らかい雰囲気を出しました。事務室や実験室などは普通のステンレスの扉ですが、生徒が勉強する教室は落ち着きと温かさを持たせたいと木を使用しました。



学年と階ごとに色分けされた教室の入口付近

― 新校舎に建学の精神や教育理念などのように反映させていますか。

教育目標として「社会に貢献できる自立した女性の育成」を掲げています。日本、そして世界にさまざまな課題がある中、それを自分のこととしてとらえて、その解決に向けて取り組むという課題発見と課題解決能力を身につけるといのが探究学習の中心です。図書館がこの教育目標の中心的役割を果たすということをまず考えました。

図書館に関しては、教員が委員を務める委員会をつくり、今までにない図書館をつくらうという発想を持って建築計画を始めました。そこで重視したのは、今までのただ座って、本を読むで、自習に使われるような図書館ではなく、生徒たちがそこで自由に議論や相談をしたり、教室の授業と連携できる空間であることを大切にしました。ただ同じ机と椅子が並んでいるのでは味気ないので、家具関係は図書館用ではなく、いわゆるカフェで使用するような家具をオフィス家具に含めて設置しています。

机や椅子はあえて違う高さのものを並べることによって段差をつけました。真つすぐにしてしまうとそこで対話が生まれません。段差をつけることによって視線が交差して対話が生まれるのではないかと考えます。

私のお気に入りはこの場所といったものを、図書館の中でもつくれるように

にしました。生徒たちは、それぞれ自分の好きな居場所をつくってもらおうとができたと思います。



対話生まれる図書館の机や椅子の配置

― 事業団融資を利用された理由は何でしょうか。

貸付期間20年の長期固定金利であったことや、国の利子助成制度を利用することができたためです。

取材後記

創立者が美術に造詣が深かった学校らしく、校舎はおしゃれできれいであり、生徒目線に立った設計に基づき建設され、校内を歩きながら心地よさを感じました。ご多用のところ、お話をいただきました。校長先生、事務長に感謝申し上げます。

(取材 企画室)

# 令和2年度の掛金等の率

企画室

令和2年度の掛金等の率は、2年1月20日開催の共済運営委員会において了承され、表1のとおりとなりましたのでお知らせします。

## 短期給付等掛金率

### 短期給付分掛金率

現行の8・569%を据え置きます。

### 介護分掛金率

厚生労働省から示される諸係数を基に介護納付金を算定した結果、私学事業団が負担すべき介護納付金が、前年度に比べて約39億9千万円増加することが見込まれるため、現行の1・592%を4月から0・167ポイント引き上げ、1・759%とします。

**注** 介護納付金の増加は、急速な高齢化の進行に伴う国全体の介護費用の増加及び介護納付金における総報酬割が2年度から全面適用となることによるものです。

## 退職等年金給付掛金率

現行の1・50%を据え置きます。

## 加入者保険料率（軽減保険料率）

加入者保険料率は、被用者年金一元化法（以下「一元化法」といいます）により、段階的に毎年0・354ポイントずつ引き上げられ、9年4月に厚生年金保険法で定められている18・3%に統一されます。ただし、私学共済制度では、11年8月までの間は、一元化に伴う積立金仕分け後の独自財源をもつて、一元化法に定める範囲内の率で加入者保険料の軽減ができることとされています。

元年は5年に一度の公的年金の財政の現況及び見通しが作成される年に当たりましたが、今回の再計算の結果、一元化法に定める範囲内の最大の率で軽減することが可能であることが確認できました（本誌1月号参照）。

この結果、2年度の軽減保険料率（※）は4月～8月までが14・973%、9月～3年3月までが0・354ポイント引き上げ、15・327%となります。なお、2年度～6年度までの加入者保険料率、軽減幅及び軽減保険料率は表2のとおりです。

※ 軽減保険料率…加入者保険料率を

表1 令和2年度の掛金等の率

①40歳以上65歳未満の加入者

( ) 内は改定前掛金等の率 [単位：%]

区分	短期給付等掛金率 <sup>※2</sup>				退職等年金給付掛金率	加入者保険料率 <sup>※2</sup> (軽減保険料率)	合計
	短期給付分	福祉事業分	介護分	計			
甲種加入者	8.569	0.250	1.759 (1.592)	10.578 (10.411)	1.50	14.973 [8月まで] 15.327 [9月から]	27.051 [8月まで] 27.405 [9月から] (26.884)
乙種 <sup>※1</sup> 加入者等	8.569	0.195	1.759 (1.592)	10.523 (10.356)	—	—	10.523 (10.356)
丙種加入者	—	0.195	—	0.195	1.50	14.973 [8月まで] 15.327 [9月から]	16.668 [8月まで] 17.022 [9月から]
任意継続加入者	8.569	0.125	1.759 (1.592)	10.453 (10.286)	—	—	10.453 (10.286)

②40歳未満の加入者及び65歳以上の加入者

[単位：%]

区分	短期給付等掛金率 <sup>※2</sup>				退職等年金給付掛金率	加入者保険料率 <sup>※2</sup> (軽減保険料率)	合計
	短期給付分	福祉事業分	介護分	計			
甲種加入者	8.569	0.250	—	8.819	1.50	14.973 [8月まで] 15.327 [9月から]	25.292 [8月まで] 25.646 [9月から]
乙種 <sup>※1</sup> 加入者等	8.569	0.195	—	8.764	—	—	8.764
丙種加入者	—	0.195	—	0.195	1.50	14.973 [8月まで] 15.327 [9月から]	16.668 [8月まで] 17.022 [9月から]
任意継続加入者	8.569	0.125	—	8.694	—	—	8.694

※1 乙種加入者等…短期のみ適用者（乙種加入者、協定特例加入者、放送大学・法科大学院等への公務員派遣加入者）

※2 掛金等率の改定時期については、短期給付等掛金率は4月、加入者保険料率<軽減保険料率>は9月となります。

○ 都道府県からの補助金がある場合は、毎月の報酬（給与）にかかる加入者保険料のみに補助されます。賞与等にかかる加入者保険料には補助されません。

表2 加入者保険料率、軽減幅及び軽減保険料率

[単位：%]

月 分	加入者 保険料率	軽減幅	軽減 保険料率
令和元年9月～令和2年3月までの月分	15.770	△0.797	14.973
令和2年4月～令和2年8月までの月分	16.124	△1.151	
令和2年9月～令和3年3月までの月分		16.478	△0.797
令和3年4月～令和3年8月までの月分	16.832		△1.151
令和3年9月～令和4年3月までの月分		△0.797	
令和4年4月～令和4年8月までの月分	17.186	△1.151	16.035
令和4年9月～令和5年3月までの月分		△0.797	
令和5年4月～令和5年8月までの月分	17.540	△1.151	16.389
令和5年9月～令和6年3月までの月分		△0.797	
令和6年4月～令和6年8月までの月分	17.894	△1.151	16.743
令和6年9月～令和7年3月までの月分		△0.797	
令和7年4月～令和7年8月までの月分	18.248		
令和7年9月～令和8年3月までの月分			
令和8年4月～令和8年8月までの月分	18.300		
令和8年9月～令和9年3月までの月分			
令和9年4月～令和9年8月までの月分			
令和9年9月～令和10年3月までの月分			
令和10年4月～令和10年8月までの月分			
令和10年9月～令和11年3月までの月分			
令和11年4月～令和11年8月までの月分			

軽減保険料率は、5年ごとに行われる再計算の結果に基づき決定

軽減した後の保険料率

子ども・子育て拠出金率

現在の0.34%から0.36%へ変更

となる予定です。

決定され次第、改めて通知します。

詳細は、通知文又は私学共済ホームページ「きょうさいトピックス」をご覧ください。

ご覧ください。

共済業務

## 報酬月額報告と標準報酬月額

業務部 資格課

### ●標準報酬月額とは

標準報酬月額とは、私学の給与体系が一律でないため、一定の幅で区切った報酬等級表に加入者の実際の報酬月額を当てはめた仮の報酬月額のことです。

標準報酬月額が資格取得時に決定されると、次の①②などにより見直しが行われ、実際に加入者が受け取る報酬月額に近い金額で決定し直します(※)。

①毎年7月に提出する「標準報酬基礎届書」により9月に行う「定時決定」

②報酬額が大幅に変動した場合に「標準報酬月額改定届書」により届け出を行う「標準報酬月額改定」

※標準報酬月額は、短期給付及び年金等給付ともに上限が定められており、それを上回る報酬月額の場合は上限額に置き換えられます。

### ●報酬とは

報酬とは、加入者が学校に勤務することによって受ける給料、俸給、手当、賞与及びこれに準ずるもの、また、金銭給与、現物給与を問わずすべてを含みます。なお、手当には、毎月一定の額や割合で支払われるもの他に、超過勤務手当や宿日直手当のように実績等に応じて支払われるもの、3か月や6か月ごとに支払われる通勤手当など

表 標準報酬月額の基礎となる「報酬」の範囲

固定的給与 (毎月一定額・一定の割合で支給されるもの)	非固定的給与 (毎月一定でないもの)
<ul style="list-style-type: none"> <li>基本給</li> <li>通勤手当</li> <li>扶養手当</li> <li>住宅手当</li> <li>役職手当</li> <li>学級担任手当</li> <li>現物給与(食事、通勤定期等、現物で支給されるもの)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>超過勤務手当</li> <li>宿日直手当</li> <li>皆勤手当</li> <li>など</li> </ul>

(1か月当たり)に換算して報告) があります(表参照)。

ただし、3か月を超える期間ごとに年3回まで支払われるものは賞与として報告することとなっています。

●報酬月額は適正に報告してください

この標準報酬月額は、掛金等さまざまな給付金(短期・年金等)の算定基礎となる大切なものです。報告の際には金額の漏れや誤りがないよう記入してください。なお、万一訂正が必要となった際には、速やかに訂正申出書等を提出してください。

報酬月額の適正な報告をお願いします。

# 採用時の手続き

## 加入者の資格取得 資格課

教職員を採用したときは、採用日から10日以内に「資格取得報告書」を提出してください。採用した教職員が後期高齢者医療制度の被保険者（75歳以上）でも資格取得の報告は必要です。なお、4月1日採用予定者は、事前受付（本誌2月号8頁参照）を利用してください。

### 提出する書類

#### (1) 資格取得報告書

##### ① 新規資格取得

初めて私立学校の教職員として採用された人

##### ② 継続資格取得

前任校を退職した日又はその翌日に前任校で教職員として採用された人

##### ③ 再資格取得

過去に私学共済の加入者であった人で、再び加入者となる人や、私学共済の任意継続加入者であった人で、引き続き私立学校の教職員として採用された人  
※同一法人で複数の学校を有する場合は、必ず所属する（実際に勤務する）学校記号番号で「資格取得報告書」を作成し提出してください。

元年5月より電子媒体（CD-R又は

はUSBメモリ）による報告が可能です。なっています。私学共済ホームページ「事務担当者用ページ▼資格関係」で電子媒体作成機能をダウンロードして電子媒体を作成し、出力される送付状とともに提出してください。

#### (2) 所属学校等変更報告書

同一法人内で別の学校に異動になった人は、必ず後任の学校から「所属学校等変更報告書」を提出してください。

### 資格取得報告書の記入上の注意

#### (1) マイナンバー欄

学校法人等で本人確認（加入者のマイナンバーの確認と身元（実在）の確認）を行うからマイナンバーを正確に転記してください。

なお、マイナンバーにかかる確認書類は添付しなくても大丈夫です。

#### (2) 基礎年金番号欄

基礎年金番号は、年金手帳や基礎年金番号通知書等から正確に転記してください。基礎年金番号がわからないときは、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

なお、20歳未満の人や来日直後の外国人で基礎年金番号を持っていないときは、基礎年金番号欄の「2. 無」を○で囲み、理由を記入してください。

#### (3) 住所欄

フリガナは忘れずに記入してください。「・」「&」等の記号や「I」「II」等のローマ数字は使用できません。漢字住所欄は都道府県名を含め、35字以内で記入してください。

#### (4) 加入者氏名欄

登録誤りを防ぐために、名前を記入する際は明瞭に記入してください。  
・フリガナ欄・漢字欄↓16文字以内とし、氏と名の区切りに1か所スペースを入れます（ミドルネーム等がある場合でも区切りは1か所のみ）。  
・フリガナ欄↓カタカナで、濁点や半濁点も一字で記入します。アルファベットは登録できません。また、例えば「ジョージ」の「ヨ」等の小さいカタカナ文字は、「ジョージ」と大きいカタカナ文字で登録されますので、ご了承ください。  
・漢字欄↓アルファベットを使用する場合は、大文字のみとなります（カタカナや漢字も可）。

## 被扶養者の認定

### 資格課

「被扶養者認定申請書」と添付書類は、必ず資格取得日から30日以内に提出してください。30日を過ぎて申請した場合は、その申請を私学事業団で受理した日（消印などで発信日が確認できる場合はその日）が被扶養者の認定日となりますので注意してください。やむを得ない事情で、期日までに添付

書類が整わないときには、「被扶養者認定申請書」に添付書類が整わない理由書を添えて30日以内に提出してください。申請書を受け付け後、返送しますので、速やかに添付書類を整えて、一括して再提出してください。その場合は、期限内に申請があったものとみなします。添付書類のみを別送しないでください。処理の遅れや誤りにつながる恐れがあるため、返送させていただくことがあります。

加入者番号の決定前に提出する場合、「被扶養者認定申請書」の加入者番号欄には、学校記号番号までを必ず記入してください。

継続資格取得や所属学校変更の場合、被扶養者に変更がなければ継続して認定されますので申請は不要です。ただし、前任校が丙種校の場合や再資格取得（任意継続加入者からの再資格取得を含みます）の場合は申請が必要です。

### 被扶養者認定申請書の添付書類

#### (1) 新規資格取得や再資格取得の場合

加入者との続柄を確認する書類（戸籍謄本等）や収入を確認する書類など、扶養の事実を確認する書類を添付してください。

被扶養者の年齢や続柄、収入の有無や種類等により、認定に必要な添付書類が異なります。詳細は、「事務の手引」101～122頁や私学共済ホームページを参照してください。

(2)任意継続加入者が再資格取得し、任意継続期間に認定されていた被扶養者を引き続き申請する場合

「被扶養者認定申請書」の余白に任意継続加入者であったときの加入者番号と「任意継続からの再取得」と朱書きすること添付書類を省略できます。

(3)他の健康保険制度（国民健康保険を除きます）から引き続き資格取得する場合

①配偶者と子の認定申請に限り、前の健康保険制度で認定されていた場合、続柄や収入確認のための添付書類を健康保険証等の写し又は資格証明書書本（続柄、生年月日が確認できるもの）に代えることができます。

②子のみを認定申請する場合で、学校法人等から扶養手当が支給されないときは、①の他に加入者と配偶者の収入を比較する書類が必要です。

具体的には、加入者の年収見込証明書（「被扶養者認定申請書」の加入者の年間所得推計額欄への記入）と、配偶者の年収見込証明書又は前年の源泉徴収票の写しを添付してください。

なお、死亡・離婚等により配偶者がいない場合は、加入者及び子の戸籍謄本が必要です。

**国民年金第3号被保険者の届け出**

65歳未満の加入者が20歳以上60歳未満の配偶者を被扶養者として認定申請する場合は、「国民年金第3号被保険者関係届出」を同時に提出してください。

**加入者証等が届く前に  
保険診療を受けるとき**

資格課・短期給付課

加入者番号が決定している場合又は被扶養者の認定が確定している場合

本事業団が了承したときに限り、学校法人等の代表者が、加入者に「療養資格証明書」（「事務の手引」59～61頁や私学共済ホームページ「事務担当者用ページ」参照）を交付することができます。ただし、加入者番号が決定する前や被扶養者認定が確定する前に交付することはできません。むやみに発行して無資格受診を誘発することのないように注意してください。

**加入者番号等が未決定の場合**

医療機関等の窓口で、一旦医療費の全額を自己負担し、加入者番号等が決定した後、一部負担金（原則3割）以外の保険診療分を、療養費・家族療養費として請求できます。「療養費・家族療養費等請求書」に医療機関等の証明を受けた「診療報酬領収済証明書」（注）を添付して本事業団に提出してください。注 「領収書」の原本と「診療報酬明細書（レセプト）」の写しでも可

**継続資格取得者の福祉事業**

保健課 貸付課

**積立貯金**

積立貯金に加入している人が継続資格取得したときは、自動的に一時留保

（中断）となります。新たな加入者番号が決まり次第「積立復活届書」を提出することで、積み立てを再開できます。詳細は「事務の手引」778～781頁を参照してください。

**積立共済年金・共済定期保険**

積立共済年金又は共済定期保険に加入している人が継続資格取得したときは、自動的に継続加入となります（手続き不要）。なお、継続資格取得時に住所及び振替口座の変更をする場合、積立共済年金加入者は「積立共済年金振替口座・住所変更依頼書」を、共済定期保険加入者は「共済定期保険事業振替口座・住所・電話番号変更申出書」を提出してください。

**貸付け**

(1)一般、教育、結婚、災害、医療・介護貸付  
住宅貸付以外の貸付けを利用している人が継続資格取得したときは、後任校を通して「異動報告書」を提出することで、引き続き定期償還ができます。ただし、前任校で退職手当等が支給されるときは、退職手当等の範囲内で任意償還することをお勧めします。

(2)住宅貸付

住宅貸付を利用している人に前任校から退職手当等が支給されるときは、継続資格取得をしても、即時償還をしなければなりません。なお、前任校の退職手当等で全額償還できないなどの場合、次のとおり手続きをしてください。  
①前任校の手続き

イ 退職手当等の額が即時償還額よりも少ないときは、退職手当等の支給額を明記した「退職手当支給証明書」（任意書式）を提出してください。本事業団から支給額に応じた即時償還額の通知を送付しますので、退職手当等から償還額を控除して学校法人等が払い込んでください。  
ロ 退職金財団等の関係で、退職手当等が引き継がれるときは本事業団に相談してください。

ハ その他の事情で退職手当等が支給されないときは、「退職手当不支給理由書」（任意書式）を提出してください。  
②後任校の手続き

次の書類を提出してください。  
・「異動報告書」  
・「退職手当引当承諾書」  
・「団体信用生命保険申込書兼告知書」（だんしん告知書）（団体信用生命保険に継続して適用を希望する場合）  
「異動報告書」の受付後、即時償還を取り消して定期償還を継続した旨を通知します。前任校が「資格喪失報告書」を事前受付で3月上旬までに提出した場合は、4月分の定期償還の「払込取扱票」を個別に作成し送付しますので、借受人から償還額を預かり、後任校が払い込んでください。なお、借受人には、即時償還が取り消しになった旨を前任校に連絡するよう、説明してください。  
詳細は、「事務の手引」945～947頁を参照してください。

# 人間ドック利用費用の補助

福祉部 保健課

共済業務

自己負担により人間ドックを利用した場合、対象者に2年度に1回の補助金を支給します。

## ●対象者

人間ドック受診日において、**満35歳以上**の加入者（任意継続加入者を含みます）及び被扶養者並びに75歳以上で引き続き勤務している教職員（被扶養者を除きます）。

## ●補助対象となる人間ドック

私学事業団で定めた**基準検査項目一覧表**の検査をすべて実施した人間ドックが対象となります。**検査項目が不足していると補助の対象になりません**ので、利用の際には、**検査項目漏れのないようあらかじめ健診施設に確認してください**。また、**任意追加検査については同時に受診（「同日」に「同じ医療機関」での受診を指します）した場合のみ、補助対象となる検査もあります**。基準検査・任意追加検査項目については「私学共済ブック2019〔保健・宿泊編〕」19頁を参照してください。

なお、学校内の健康診断及び学校法人等が福利厚生の一環として行う健康管理などは、学校法人等に対する補助事業ではないため補助の対象にはなりません。

人間ドック契約健診施設（私学共済ホームページ〔加入者用ページ▶契約施設検索〕参照）以外でも基準検査項目を満たす人間ドックであれば、補助の対象となります。

## ●補助金

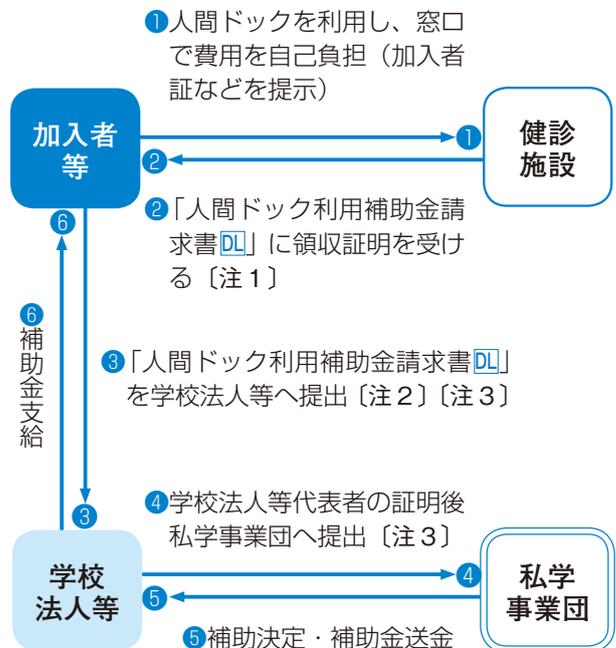
消費税を除く**利用料金の50%相当額**を補助金として支給します。ただし、**補助限度額は25,000円**となります。

## ●令和元年度からの見直し

令和元年度を初年度として、従来の毎年度補助から、**2年度に1回の補助**に見直しされました。

元年度以降の利用補助に対し、補助を受けた翌年度が対象外となります（例：元年度に補助を受けた場合、2年度は補助の対象外）。

## ●請求方法



〔注1〕 領収証明を受けられない場合は、領収書（原本）を添付してください。

〔注2〕 任意継続加入者は、直接本事業団へ提出してください。補助金は原則1か月半から2か月で送金します。

〔注3〕 受診日に40歳（当該年度中に達する人を含みます）から74歳までの被扶養者及び任意継続加入者については、添付書類として「標準的な質問票」及び「人間ドックの検査結果（写し）」又は「健診結果記入票」（本事業団から送付する「特定健診元気ガイド」にも用紙があります）を必ず添付してください。なお、添付のない場合は、原則として返送となります。

## お近くのガーデンパレス共済業務課を利用してください

ガーデンパレス（東京・京都を除きます）の共済業務課では、オンライン情報をもとに、共済業務にかかる各種相談に応じているほか、年金の試算や証明書の交付なども行っています。

**受付時間** 月～金曜日（年末年始及び祝日を除きます）  
**9：00～17：15**

共済業務課 (直通)	札幌ガーデンパレス	☎011(222)6234
	仙台ガーデンパレス	☎022(299)6231
	名古屋ガーデンパレス	☎052(957)1388
	大阪ガーデンパレス	☎06(6393)9701
	広島ガーデンパレス	☎082(262)1134
	福岡ガーデンパレス	☎092(752)0651

※電話番号をお間違えないようお願いいたします。

# 退職や採用の手続きに 私学共済ホームページを活用してください

広報相談センター 広報班

共済業務



## ① 私学共済制度の内容を知りたいとき

資格、短期給付、年金等給付、福祉事業を知りたいときはこちらをクリック。マウスを当てるとそれぞれのコーナーの内容が表示されます。

## ② 注目コンテンツ

特に知っておいていただきたい情報はこちら。現在、「退職時の手続き」を掲載していますので活用してください。



## ③ 事務担当者用ページ

共済業務の事務に関する情報を時機に応じて掲載しています。

### 3月～4月で利用の多いコンテンツ

#### ● 共済業務スケジュール

事務担当者用の手続きに関するスケジュール等

#### ● 事務担当者の基礎知識

標準処理期間、新規加入者向けリーフレット、退職時の手続き、退職者向けリーフレット等

#### ● 資格関係

資格取得報告等の電子媒体での申請、学校法人等において発行する療養資格証明書等

#### ● 年金関係

高齢・退職の年金の請求案内

#### ● 福祉事業関係

特定健康診査・特定保健指導等

#### ● 私学共済制度の刊行物

事務の手引、事務担当者連絡会・研修会テキスト等

※ログインに必要なユーザー名及びパスワードは本誌14頁を参照

## ④ 加入者用ページ

各種割引事業やその契約施設の検索機能、私学共済ブック等、加入者の皆様に役立つ情報を掲載しています。  
※ログインに必要なユーザー名及びパスワードは私学共済ブック【保健・宿泊編】又は「レター」を参照

## ⑤ 様式用紙等のダウンロード

各種手続きの際に使用する様式用紙等の一部をダウンロードすることができます。記入例や記入上の注意も掲載していますので活用してください。

### お知らせ pick up!

#### 事務担当者連絡会テキストを掲載しました

令和元年度第2回私学共済事務担当者連絡会テキストを事務担当者用ページに掲載しました。テキストの閲覧方法については、3月11日発送予定の掛金等納付通知書に案内を同封します。

【広報相談センター 相談班】



アクセスはこちらから 二次元コード：

URL : <https://www.shigakukyosai.jp/>



私学事業団ホームページ <https://www.shigaku.go.jp/>助成業務 [https://www.shigaku.go.jp/s\\_home.htm](https://www.shigaku.go.jp/s_home.htm)共済業務 <https://www.shigakukyosai.jp/> (私学共済ホームページ)**共済業務****共済事業本部**

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

**☎03(3813)5321(代表)**

電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が確認できるものをお手元にご用意ください。

**資格取得・資格喪失報告書の事前受付**

令和2年3月31日退職者及び4月1日採用予定者の届出の事前受付を実施しています。加入者証等は処理(決定)後に順次発送します。

受付開始：3月2日(月)

決定日：受け付けから8～10日後の火・金曜日

発送日：決定日から3日後

- 受け付けから加入者証等の発送までの事務処理におおむね2週間(標準処理期間)が必要となります。
- ただし、継続資格取得者については、前任校の資格喪失が確認できるまで処理が保留となります。
- 標準処理期間中は、処理状況に関する照会を控えていただくようご協力をお願いします。
- 3月中に加入者証等が学校法人等に届いた場合でも、4月1日以後に該当者に渡してください。
- 例年、取得時報酬の訂正が多くなっています。誤りのないよう確認のうえ提出をお願いします。事前受付で処理した内容を訂正できるのは4月1日以後となります。
- 詳しくは、本誌2月号8頁又は私学共済ホームページ[きょうさいトピックス]をご覧ください。

【業務部 資格課】

**共済定期保険の配当金の送金**

令和元年度配当金の送金は6月下旬の予定です。元年10月1日現在の共済定期保険加入者に配当します。現在届け出ている指定金融機関(保険料振替口座)の口座解約や改姓による名義変更又は金融機関の統廃合による支店名や口座番号の変更がある場合は、4月10日(金)までに「共済定期保険事業 振替口座・住所・電話番号変更申出書」を提出してください。期限までに変更申出書の提出がされないと、配当金の送金が遅れる場合がありますので、速やかに届け出てください。【福祉部 保健課】

**令和2年度の任意継続加入者にかかる標準報酬月額の上限額**

令和2年4月からの任意継続加入者にかかる標準報酬月額の上限額は、380,000円となります。

なお、2年度の「任意継続掛金早見表」は3月上旬に送付する予定です。【業務部 資格課・掛金課】

共済事業本部へのお問い合わせが多い時期のため、電話がつながりにくい状態となっています。特に月曜日や午前中は大変混雑しており、ご迷惑をおかけしますが、ご了承ください。ガーデンパレス共済業務課も併せて利用してください(本誌12頁参照)。

**特定健康診査受診券の有効期限は3月31日です**

令和元年6月に学校法人等から加入者に配付した被扶養者の「特定健康診査受診券」の有効期限は、**2年3月31日(火)**です。被扶養者の健康管理のため、被扶養者へ受診勧奨するよう、加入者に対して呼びかけをお願いします。

私学共済ホームページに特定健診機関(病院)一覧を掲載していますのでご利用ください〔福祉事業▶特定健康診査・特定保健指導▶特定健診・保健指導機関(病院)一覧〕。【福祉部 保健課】

**貸付けの申込締め切り日にご注意ください**

4月2日(木)送金分は3月13日(金)が申込締め切り日となります。締め切り日(毎月15日・月末)が土・日・祝日のときは繰り上がりますので注意してください。

【福祉部 貸付課】

**3月の共済業務スケジュール**

2日(月)	貸付 送金
6日(金)	貸付 2月分定期償還期限
10日(火)	貯金 払込期限(必着)
13日(金)	貸付 4月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
23日(月)	貯金 送金 貸付 送金
25日(水)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
30日(月)	掛金等 2月分掛金等口座振替(自振校のみ) 貸付 3月分定期償還口座振替(自振校のみ)
31日(火)	掛金等 2月分納期限 貸付 4月22日送金分申込締め切り

**4月の共済業務スケジュール**

2日(木)	貸付 送金
6日(月)	貸付 3月分定期償還期限
10日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(水)	貸付 5月7日送金申し込み・任意償還申出締め切り

## 「月報私学」ホームページ掲載のご案内

私学事業団では、刊行物「月報私学」をホームページに掲載しています（PDF形式）。

毎月各学校等へ送付しておりますが、部数に限りがありますので、ぜひホームページもご活用ください。

- 私学事業団ホームページ〔広報誌・刊行物一覧▶月報私学〕
- 原則毎月1日更新

### 助成業務

#### 私学振興事業本部

〒102-8145 東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

### 助成業務貸付金残高証明書の発行

貸付残高のある全学校法人に対し、令和2年3月31日現在の貸付金残高証明書1部を4月下旬から5月上旬に送付する予定です。発行願を提出する必要はありません。

ただし、以下の①又は②に該当する場合は、法人番号・法人名・使用目的・証明年月日・必要部数を明記し、契約証書に使用した理事長印を押印した「残高証明書の発行願」（A4判任意様式）と「返信用封筒（長3定型で切手を貼付したもの）」を同封のうえ、提出してください。

- ① 元年度末現在の残高証明書を2部以上必要とする場合
- ② 元年度末現在以外の時点での残高証明書を必要とする場合

なお、元年度末時点において残高がない場合には、残高証明書を発行しませんので、ご了承ください。

#### 〔会計監査人への残高証明書の発行〕

会計監査人宛ての残高証明書は、私学事業団から直接監査人に発行します。必要とされる学校法人は、送付先の監査人の住所・名称（氏名）を明記した「返信用封筒（表書に『学校法人〇〇学園監査資料』・『学校法人番号』を併記し、切手を貼付したもの）」と残高証明書発行願に当たる「確認依頼状」（公認会計士協会所定様式）を提出してください。返信用封筒サイズは長3定型でお願いいたします。

なお、発行時期は5月上旬となりますので、ご了承ください。

#### 【融資部 融資課】

☎03(3230)7871~7873

Eメール yushi@shigaku.go.jp

### 助成業務の貸付金にかかる償還のご案内 （令和2年3月分）

助成業務の貸付金にかかる元金・利息の償還については、契約締結後に送付した「償還年次表」及び2月下旬に送付した「貸付金返済期日のご案内（払込通知書）」を参照のうえ、払込指定期日までに私学事業団指定口座に入金してください。

払込指定期日を過ぎますと、その翌日から支払日（本事業団の口座に入金された日）までの期間について、延滞金が発生しますのでご注意ください。

また、償還金の振り込みに当たっては、次の点に留意してください。

- ① 「貸付金返済期日のご案内（払込通知書）」の「振込依頼書」を使用し、「電信扱い」にしてください。
  - ② インターネットバンキング等を利用する場合は、「振込依頼書」に記載の法人番号と法人名を通信欄に入力して、振り込んでください。
  - ③ 償還金は、設置学校ごとに分割して振り込まず、必ず「学校法人単位」で一括して振り込んでください。
- ※私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内▶融資▶貸付金にかかるご返済について（令和2年3月分）〕も併せてご覧ください。

#### 【融資部 融資課】

☎03(3230)7871~7873

Eメール yushi@shigaku.go.jp

### 「自己診断チェックリスト」をご活用ください

令和元年度版「自己診断チェックリスト」を私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内▶経営支援・情報提供▶自己診断チェックリスト〕に掲載しています。

自法人の経営状態の把握や経営改善に向けた取り組みにぜひお役立てください。

#### 【私学経営情報センター 経営支援室】

☎03(3230)7829・7830

Eメール shien@shigaku.go.jp

## 宿泊施設のご案内

加入者の予約は公式ホームページ  
予約が断然お得です！

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT  
**Gp 大阪カーテンパレス**

〒532-0004 大阪市淀川区西宮原1-3-35 ☎06(6396)6211(代表)  
JR「新大阪」駅北口から徒歩10分 ※無料シャトルバスあり  
<https://www.hotelgp-osaka.com/>

### 1泊2食温泉チケット付とくとくプラン

大阪ガーデンパレスの目の前にある都市型天然温泉「ひなたの湯」の温泉入浴券と、旬の素材をいかした夕食「季節御膳」、和洋の「朝食バイキング」をセットにしたとてもお得なプランです。

**1泊2食（2名1室／1名様）11,800円～**  
取扱期間：通年（年末年始を除きます）



ひなたの湯



季節御膳（イメージ）

葉山 **相洋閣**

〒240-0116 神奈川県三浦郡葉山町下山口2040-1 ☎046(875)7300  
JR「逗子」駅からバスで「長者ヶ崎」下車、徒歩3分

葉山は、穏やかな気候と心地よい海風が香るリゾート地です。  
のんびりと仕事の疲れを癒やしにきませんか。

### 宿泊プラン葉山（スタンダード）

**1泊2食（2名1室／1名様）10,000円～**

### 宿泊プラン相模（夕食グレードアップ）

**1泊2食（2名1室／1名様）11,500円～**

取扱期間：通年（夏季繁忙期、年末年始を除きます）

※鎌倉あじさい荘と相洋閣に連泊すると1名当たり500円の割引となります。



葉山から見た富士山

## 融資事業のご案内

詳細は私学事業団ホームページをご覧ください  
[https://www.shigaku.go.jp/s\\_yushi\\_menu.htm](https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm)

### 災害復旧事業に対する融資制度について

私学事業団では、被災された学校法人等の円滑かつ迅速な復旧のための支援策として、災害復旧事業に対する低利融資制度を設けています。

#### ◆ 融資条件（令和2年2月現在）

融資費目	対象となる事業	返済期間 (据置年数含む)	融資金利
災害復旧費 (特別災害)	激甚災害に指定され、国から補助金の交付を受ける災害復旧事業（施設・設備等の原形復旧）	25年以内	0.10 年%
災害復旧費 (一般災害)	特別災害以外の災害復旧事業（施設・設備等の原形復旧）	20年以内	0.10 年%
教育環境整備費 (災害復旧経営資金)	激甚災害（本激）により被災し、被害の程度の著しい学校法人の円滑かつ迅速な復旧のため、緊急に必要な資金	7年以内	0.001 年%

※本事業団の借入金の償還金（利息、延滞金を含みます）を滞納している法人、紛争、法令違反などの状態にある法人等は、原則として対象とはなりません。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

融資部融資課 ☎03(3230)7862～7868  
Eメール [yushi@shigaku.go.jp](mailto:yushi@shigaku.go.jp)

校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入など、一般の融資金利は以下のとおりです。施設設備の整備の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

#### ■ 主な事業と融資金利（令和2年2月現在）

主な事業内容	返済期間（据置年数含む）			
	30年以内	20年以内	10年以内	6年以内
校（園）舎などの建築・用地取得	0.70	0.40	0.303	0.401 年%
寄宿舎などの建築・用地取得	0.80	0.50	0.403	—
園バスや備品などの購入	—	—	0.303	0.301 (5.5年以内)

※返済期間が30年以内（21年以上）の融資は、1貸付契約当たりの融資額が10億円以上の場合にご利用いただけます。また、木造建築については、対象なりません。

※金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。